

## 第17回国土交通省独立行政法人評価委員会

平成26年3月10日

【家田委員長】 それでは、これから第17回国土交通省独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。

まず、定足数の確認をお願いします。

【杉山政策評価企画官】 本日の委員会ですが、委員28名中、現在20名のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条第1項の規定により、議事を行うために必要な定足数である過半数に達しておりますことをご報告申し上げます。

【家田委員長】 ありがとうございます。それでは開催に当たりまして、まず松田統括官からお話をいただこうと思います。

【松田政策統括官】 政策統括官の松田でございます。座って失礼いたします。日頃より所管の独立行政法人の評価につきまして熱心な御議論をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

通例、この独立行政法人評価委員会は、毎年度8月末頃に1度というような例になっておりますけれども、昨年10月1日をもちまして海上災害防止センターが解散いたしましたので、同法人に係ります最後の評価等につきまして御審議いただくために、本日、今年度第2回目ということでお集まりいただいたわけでございます。法人の解散に伴いまして海上災害防止センター分科会が廃止されておりますことから、本来であれば分科会で議決する事項も含めまして本日は御審議を賜ることになり、まことに恐縮でございますが、大所高所から忌憚のない御意見を頂くことができると存じます。

ところで、この独立行政法人の制度でございますが、平成13年の省庁再編と同時にスタートいたしまして12年余り経過いたしました。この制度につきまして、性格の異なる法人を一律に同じ法律・制度に押し込めていて不都合が生じているのではないかというような御指摘もございました。ここ数年来、御承知のとおりでございますけれども、独立行政法人の見直しの議論が行われてきたところでございます。こうした中、昨年12月に閣議決定されました「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」では、新しい独立行政法人制度においては、法人の評価は現在のように各省の評価委員会が行うのではなく、目標

を設定した大臣自らが行うこととなっております。この閣議決定に基づき、今国会で独法通則法の改正案が審議されることになると思われますけれども、新しい独法制度の詳細が決まりましたら適宜御報告させていただきたいと存じます。

最後の議題で、閣議決定の中身につきましても簡単に御報告させていただき予定でございます。これまで皆様方から国土交通省所管の独立行政法人の業績につきまして厳しく評価していただき、法人の業務の効率化・質の向上、業務の透明性の確保に一定の成果を上げてきたところでございます。本日の審議におきましても、忌憚のない御意見を頂くことをお願い申し上げ、また国土交通行政につきまして一層の御理解、御協力を賜ることをお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【家田委員長】 ありがとうございます。それでは議事に入らせていただこうと思います。お手元の次第に、議題が（１）、（２）、（３）とございます。まず（１）国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則等の改正につきましてご議論いただこうと思います。では、ご説明お願いいたします。

【杉山政策評価企画官】 事前に資料はご送付させていただいておりますが、改めてご説明させていただきます。お手元に資料１ということで、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則等の改正についてと、その後いろいろと何枚か紙がくっついておりますが、この１枚が概略でございますので、こちらをベースにご説明させていただきます。

経緯でございますが、昨年８月の委員会後の懇談会にご出席いただきました先生方におかれましては改めてになりますが、ご欠席の先生もいらっしゃいますので、改めて経緯からご説明させていただきます。

昨年８月８日の閣議後の大臣会見におきまして、国交省の独法評価委員会の会議の公開につきまして大臣に質問がありました。

これに対しまして、次のページに別紙１ということで、この際のやりとりを記載しておりますが、評価委員会が公開されていないことはどうかと、独法にいろいろな議論がある中で、評価部分についても公開してはどうかという質問に対しまして、大臣から現状、法人の業務の実績に関する評価に係る議事は審議の円滑な遂行に影響が出るおそれがあるということで非公開にしている。ただ、こういうご意見があったことについては、私から評価委員会にお伝えをしたいということで、大臣は一旦伝えますということで引き取りました関係で、こういう議論がありますということでご紹介させていただいて、ご議論をいただいたところでございます。それで、先生方に自由にご議論をいただきまして、大体意見

の共通しているところということで、最後、委員長が意見を集約しております。

まず、親委員会につきましては、従前、評価に係る部分は非公開としているところがございますが、分科会で大体実質的な議論がなされているということもあり、これを公開しても特段の支障はなかろうということで、委員会については、今後は全面公開として差し支えないと。

分科会につきましては、ここで年度業務実績評価等についての実質的な審議を行っていただいております。いろいろ機微に触れる情報が出てくることもございますことから、分科会については当面非公開を維持し、将来的な公開については引き続き検討するというところで、分科会については従来どおりと。ただし、退職役員の業績勘案率につきましては、分科会によって公開、非公開が統一されていないという状況にございましたので、これについて扱いを統一する必要があるということで、公開で統一をするということで、昨年8月段階で一旦意見集約がされたところでございます。

今回、お諮りをさせていただいております中身でございますが、この2に記載しております結論を、そのまま各規程類に落とし込んだものでございます。概略3つの規程の改正が必要になってまいります。

まず1つ目が、これが一番ベースになります。国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則でございます。これにつきましては、従来、委員会の会議は原則公開、ただし一部非公開とするものがあるという規定振りになっておりましたのを、委員会につきましては全て公開。ただし書きの部分、非公開とすることがあるという部分を削除しまして、委員会については全て公開とする。

分科会につきましては、従来、委員会の規定を準用する形で規定しておりましたのを、分科会について改めて規定をし直しまして、この後についております資料1-1というものでございますが、この新しい8条5項におきまして、分科会の会議は原則として公開する。ただし、委員の間で率直かつ自由な意見交換が行われなくなるなど、審議の円滑な遂行に影響が生じるものとして委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りではない。これは従来の委員会についての規定振りをほぼそのまま書きおろした規定でございます。分科会については、従来どおり非公開とする部分を残すことにしております。

次の資料1-2が、非公開とする部分を具体的に定めるものでございます。ここについては、若干非公開とする部分をどこで決めるか、分科会ごとに定めるという考え方もござ

いますが、そうしますと分科会ごとに、ある分科会は公開して、ある分科会は非公開になるというでこぼこがあってはまずかろうということで、ここについては先ほどの運営規則で、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件としております。ですので、ここは各分科会の判断ではなく、委員会として統一的な判断を示すことに運営規則上させていただいております。それを受けまして、次の国土交通省独立行政法人評価委員会の議事の公開に関し必要な事項について、資料1-2でございますが、新しい6.でございます。分科会の会議を非公開とする案件として、独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る案件、これは従来から非公開としている書き振りと全く同じ書き振りでございます。したがって、分科会が非公開とする範囲は、規定上は従来と同じこととなります。ただし、新たな措置として4の(2)でございます。退職役員の業績勘案率につきまして、今後公開で統一するというので、従来非公開としていた一部の分科会事務局から、個人情報保護の観点から所要の措置が必要ではないかという指摘がございまして、検討しました結果、個人情報保護の観点から必要な措置をとることができるという旨を規定しております。具体的には、この必要な措置というのは、氏名のところを黒塗りするというようなことがあるのではなかろうかということで想定をしております。

最後③でございます。資料1-3でございます。分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項について。これは規定内容、基本的には変わっておりません。親委員会に諮らずとも、委員長同意をもって分科会での審議事項が委員会決定とできる項目が列挙されております。ここについてですが、今回改正しておりますのは、2.の(1)の従来の③のところ、役員退職手当支給に係る業績勘案率の決定。消しておりますが、1枚裏にめくっていただきますと(3)というところに独立させております。これは、引き続きどちらも取扱いに変わりはありません。分科会の議決をもって、基本的には委員会議決とすることになりますが、分科会の非公開の範囲が業務の実績の評価に関する案件となっております。したがって、従来、ここに業績勘案率が入ってございました関係で、これも業務の実績評価の一環ではないかということで非公開とするという運用がなされていた分科会が一部ございますので、その誤解を紛れがないように、これは業務実績の評価ではない、あくまで業績勘案率は別途のものであるということで、これを独立させまして、業務実績の評価ではない、非公開部分ではないということを明確化しているものでございます。

以上、ざっとでございますが、今回お諮りをさせていただきたいと考えております規程

類の改正の内容について、ご説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

【家田委員長】 議題1はいかがでございましょうか。よろしいですか。それでは原案のとおり改正するというので、皆さんご了解いただいたというふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。続きまして、議題2の海上災害防止センターに係る①から④につきまして、ご説明をまとめてお願いしたいと思います。

【畑中環境防災課長補佐】 海上災害防止センター、旧分科会の事務局を務めておりました海上保安庁警備救難部環境防災課の畑中と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料2をご覧ください。まず最初に、独立行政法人海上災害防止センターの概要についてご説明させていただきます。

沿革でございますが、当法人は昭和51年認可法人の形で立ち上がりまして、平成15年10月より独立行政法人という形態をとってまいりました。

業務の概要としては、防災措置業務といたしまして、船舶から海上に流れ出た油等の流出事故の対応、それから船舶火災の対応を正面業務としておりまして、平時においては機材業務、機材の整備それからレンタル、こういった業務であるとか、訓練業務、調査研究業務等を行っているところでございます。

資料2の1枚目、めくっていただいて裏側、ポンチ絵が出ておりますけれども、左手が防災措置業務、右手が有事に備えた準備業務になっております。概念といたしましては、実際に事故が起きた場合には、原因者からの委託により排出油等の防除のための措置及び消火等の措置を実施するといったこととございます。時には、海上保安庁長官の指示で、排出油等の防除のための措置を実施することもございます。通常時におきましては右側です。機材業務、訓練業務、調査研究業務を実施して、事故対応に備えているといったこととございます。

次のページに参ります。今般、民間法人化に至る経緯についての資料でございます。平成22年4月に、事業仕分け第2弾といたしまして、独立行政法人の事務事業の見直しに係る事業仕分けが実施されました。当時、海上災害防止センターのヒアリング対象といたしまして、全ての業務が対象となりまして、具体的には予算が無駄遣いされていないかというような内容のヒアリングだったわけでございますが、当時、ヒアリングにおいて運営

費交付金がどれぐらい投じられているのかというご質問がありまして、独法になってから実際1円も入っていないという状態でご説明したところ、それであれば必ずしも独立行政法人を続けていく必要はないんじゃないですかという流れになりました。その結果、こちらの基本方針のとおり、一番上になりますけれども、油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、実施主体は公益法人などの民間主体とするといった方針が出たわけでございます。これに基づきまして、さらにもう一つの基本方針、民営化することについて確実に作業を進めるために速やかに法整備をやってくださいという基本方針が24年1月に出ておりまして、これに基づいて24年の通常国会に海上災害防止センターの解散及び民間法人への業務承継に係る法案が提出されたところでございます。

最後のページ、法案の概要について記載がございます。法案の中身は、上の囲みに丸が3つございますけれども、1つは25年10月1日をもって独立行政法人海上災害防止センターを解散するといった内容でございます。2つ目の丸といたしまして、ただ解散してしまったら、これまでやっていた業務をやる法人がいなくなってしまうので、排出油等の防除等の確実な実施のために必要な体制の構築ということで、事故対応を行う枠組みは次の法人にバトンタッチする形で残すといった形になっております。また3つ目の丸ですけれども、新法人においても同様の業務が実施できるように、独法センターが保有していた業務用資産は新しい法人にそのまま引き継ぐ、指定業務用の資産として引き継ぐという形で整理されているところでございます。以上が法人の概要でございます。

続いて、本日もご審議いただく予定の①の議題です。平成25年度財務諸表の承認に関する意見についてということでございまして、こちら資料2-1をご覧ください。

実際に懇談会において審議された資料は資料2-3の分厚いほうですけれども、これをかいつまんでご説明した資料が、資料2-1と資料2-2になっております。

まず資料2-1ですが、過去5年の総利益の推移になっております。過去5年ということですが、平成25年度につきましては上半期のみということでの決算になっておりますので、形としては2,800万円ほどの赤字が出た姿で決算が出ております。こちらの額については、独立行政法人通則法の規定に基づいて、利益剰余金と相殺処理されているという形になっております。なお、その内容は例年の上半期終了時並みの損益計上ということで、今年度に限っていうと上半期のみの決算ですから、形として赤字になっております。この額は年度事業計画に沿った内容でございまして、経営の不健全性は特に認められないとの評価を受けております。なお、25年度下期、まだ決算が出ておりませんけ

れども、ここまで周年通しての決算になりますと、最終的な仕上がりはプラス5,000万から8,000万ぐらいになるのではないかという見通しになっております。

続いて、資料2-2に参ります。損益計算書と貸借対照表の概略版が掲載されてございます。

まず、損益計算書についてですけれども、先ほどのご説明のとおり上期のみの決算となっておりますので、損益計算書の右側、損失が2,800万計上されております。この2,800万の赤字が出ている理由についてですが、周年通して受託業務の収入が下期に計上される予定になっておりまして、そういった関係で形としては損失が計上されていることになっております。法人の主な収入源は、損益計算書の貸方に計上が出ていますが、手数料収入、中身としては防災負担金収入、HNS業務収入、証明書発行料収入、民間分担金収入、受講者負担金収入、施設利用収入ということで、これらの収入源は自己対応で得た収入と、あと通常時の資機材の貸し出し等で得た収入、それから訓練研修を実施して得た収入が収入源となっております。それに見合う費用が借方に計上されているところでございます。

続いて左側に載っております貸借対照表についてご説明申し上げます。こちら25年9月30日付の貸借対照表になっております。例年度の貸借対照表と比べて若干異なっている部分がございますので、それについてご説明いたします。

まず、損益計算書で2,800万円の赤字が出ておりますので、利益剰余金が29億9,600万となっておりますが、この数字は当該年度の損失を相殺処理した後の数字になっております。また、純資産の部で資本金、それから資本剰余金とございますけれども、民営化の準備のために民間からの出捐金、それから民間出資金の払い戻し手続を実施しておりまして、その関係で約8億円程度、従前よりも純資産が減った形になっております。

財務諸表については、以上でございます。

**【家田委員長】** ちよつとここで1回区切りましょう。さっき私からご説明しておくべきだったんですが、ちよつと言うのを遅れまして申しわけございませんでした。この件は、海上災害防止センターは昨年、解散されておりますので、この委員会の中の分科会もなくなっているんです。本来ならば今の財務諸表は承認ですからいいとして、②業績勘案率、③年度業務実績評価の作業は分科会でやっていただく作業でございます。④中期目標期間の評価は全体の委員会の審議事項でございますけれども、そういうことでございます。それでは、最初から全部、全員揃ってやるかというとなかなか難しいんで、私からこの海上

災害防止センターの分科会の分科会長をやってくださっていた宮下先生、それからそこに属していた笠さん、渡邊さん、小塚さん、平塚さん、平林さん、行正さんの各委員・臨時委員にお願いしまして、先行してこの資料を審議して、そしてそれに基づいて評価の案をつくっていただいているところでございます。ここからのご説明につきましては、そういうものが入っておりますので、これは今申し上げた委員たちのお仕事の結果として聞いていただけたらと思います。そして、事務局からご説明いただいた後、関係して下さった宮下先生、ほかの方々にコメントしていただいて、それから皆さんでご議論というふうに予定しております。よろしくお願いいたします。

【畑中環境防災課長補佐】 では、続きまして、(2)の②の関係でございます。役員退職金に係る業績勘案率(案)についてということで、こちらについてご説明いたします。資料でいいますと、資料2-4が対象となっております。

25年9月末日をもって独立行政法人海上災害防止センターは解散しておりますので、そのタイミングで全ての役員が退職されております。今回、退職金支給対象者は3名となっております、資料2-4に掲載がございます、理事長、理事及び監事が今回審議対象となっております。

懇談会における審議の結果、各役員の在職期間中における年度実績評価は、各年度とも順調またはA評価となっております、そのようなことから法人の業績による勘案率は1.0、個人業績は特に特筆すべきものはないということで0.0、以上の結果で3名とも1.0の評価案になってございます。

続きまして、25年度実績評価、それから第3中期目標期間業務実績評価について、続けてご説明させていただきます。資料2-5をご覧ください。

まず最初に、評価の分布についてご説明申し上げます。年度業務実績評価について、平成25年度、評価項目は25項目ございまして、全ての項目がAになっております。したがって、総合評価もAという形になってございます。中期目標期間業務実績評価については、第3中期目標期間、当初23年から27年までということで仮設定されていたところですが、民間法人化の法案が通った関係で中期が短縮されておまして、23年から25年の上期まで2年半の評価期間になっております。評価項目は全部で19項目、評価の分布としてはS評価が2、A評価が17ということでございまして、全体の評価としてはA評価という形になっております。

具体的な内容につきましては、まず年度実績評価について資料2-6をご覧ください。

25の評価項目については、その内容は業務運営の効率化に関することが8個、それから業務に関することが11個、その他に関することが6個という内容になっております。

まず、業務運営の効率化に関することとしては、一般管理費の削減、給与水準の見直し、総人件費の削減等が掲げられているところをごさいますて、いずれも年度目標を達成しております。

次に、業務に関することとしては、海上防災措置業務の適時・適確な実施、防除資機材の整備、訓練の実施、調査研究業務の実施等が掲げられますが、こちらもいずれも例年並みの業務実績となっておりますして評定Aとなっております。

その他の項目としては、自己収入の確保、施設・設備の整備、人事計画、内部統制の充実・強化などが対象となっております。民間法人への移行が決定している中での取り組みでございましたので、次の民間法人にバトンタッチした後も確実に業務運営していけるように、自己収入を確保することが最大の課題となっております。また、これまでは国からの出向者が多数在籍しておりましたが、今後は国家公務員の出向者受け入れが原則としてなくなりますので、出向者にかわる職員の確保も大きな課題となっております。

以上のことから、民間法人への移行に当たっては、今後、事業拡大が見込まれる部門について増員を図ったほか、船会社など民間法人からの出向者の受け入れも行い、これまでの業務体制の維持を図っております。

25年度実績評価の概要については以上でございます。

続いて、第3中期目標期間中の業務実績評価、資料2-9をご覧ください。評価項目は、業務運営の効率化に関することが7個、業務に関することが7個、その他が5個となっております。

業務運営の効率化に関することとしては、年度評価と同様、一般管理費の削減、給与水準の見直し、総人件費等の削減が掲げられますが、いずれも中期目標期間の目標を達成しております。なお、給与水準の見直しに関しては、当初27年度末までにラスパイレズ指数を110以下にするという目標設定でございましたが、24年度の段階で既に目標を達成しております。

続いて、業務に関することですけれども、こちら海上防災措置業務の適時・適確な実施、防除資機材の整備、訓練の実施、調査研究業務の実施等が掲げられますが、これらのうち、海上防災措置業務の適時・適確な実施とHNS防除体制の充実強化がS項目評定となっております。

概要を申し上げます。

まず、海上防災措置業務の適時・適確な実施ですけれども、中期目標期間中に大規模な事故対応、6件ございました。その中で特に大きな事案対応であったものが資料にございます、東日本大震災の津波等の影響により製油所から海上流出したC重油、アスファルト油等の防除活動の話となっております。主なものとしては、東京湾における防除活動、仙台塩釜港における防除活動が挙げられておりますが、それぞれ活動期間が東京では60日、出動勢力3,669人、868隻といった勢力になっております。同じく仙台塩釜港では活動期間50日、出動勢力1,075人、87隻の動員を行っております。右側にちょっと懇談会のコメントが出ておりますけれども、こちらの東日本大震災の発生に伴い生じた事案への対応については、センターの適時・適確な措置により被害の拡大の防止、軽減に多大な貢献をしたものとして評価されるというコメントをいただいております。ちなみに、こちらの東日本大震災関連では法人全体として総理大臣表彰をいただいているところでございます。

もう一つのS項目ですが、平成19年にHNS防除体制に係る海洋汚染防止法の法改正がございました。内容としてはHNS、HNSというのは危険なもの、有害なものの略称ですけれども、これらが船舶から海上に流れ出た場合の事故対応体制を船舶所有者は整備しておきなさいといったこととございます。その受け皿として海上災害防止センターが事故対応に必要な要員、それから資機材、また訓練を順次進めてきたところでございます。これら業務はいずれも船舶所有者との契約に基づいて行っているところでございますが、その取り組みがすばらしいということでS評価をいただいているところでございます。

業務に関することは以上でございます。

最後に、その他といたしまして、いずれもA評価になっておりますが、自己収入の確保、施設・設備の整備、人事計画、内部統制の充実・強化等についてご説明いたします。

先ほどの25年度の年度評価でご説明したとおり、自己収入の確保、国からの出向者にかわる職員の確保のほか、中期を通じて取り組んできた事項として内部統制の充実・強化の項目がございます。内部統制については、監事監査に合わせたリスク評価の実施、東日本大震災を踏まえた業務継続計画（BCP）の策定のほか、事業継続計画に基づく具体的な取り組みとして備蓄食糧等の整備、衛星携帯電話の整備、バックアップサーバーの整備などの取り組みを進めてきているところでございます。

以上が中期の実績評価の概要でございます。一旦、委員長にお戻しします。

【家田委員長】 ありがとうございます。というようなことで、今事務局からご説明いただいたんですけれども、これにつきまして宮下さんにまずコメントしていただいて、解説とは言わないかな、何というのかな、補強していただいて、それからほかに参加してくださった委員にも、もしよろしければ一言ずつお願いしたいと思います。

宮下さん、どうぞお願いします。

【宮下委員】 それでは若干ですけれども、補足させていただきます。

ただいまのご報告にありました内容ですけれども、2月6日に懇談会を開催いたしました、3時間余りの長時間にわたる議論をいたしました。委員の方々には専門的な知識を持たれたエキスパートもおられますので、大変熱い議論が繰り返されまして、まず一点の疑問もないぐらい議論を尽くしたと考えております。このセンター、ただいまのご報告にもございましたように、まさに民間事業者と同じような進取の気性のあるビジネスを展開してきております。その中で特に東日本大震災におけるいわゆる千葉のコンビナートにおける対応、地元消防署からの出動要請による陸海における消火活動といたしますか、それがあつたからこそ東京湾のコンビナートへの延焼、東京湾における爆発延焼という事態を食い止めることができた。これは当時のマスコミも大変高く評価しておった事案で、SSの評価を得たものでございまして、これを含めセンターとしてはこのたび有終の美をこういう形で立派に飾ることができた。私としてはそのような感想を持っております。

【家田委員長】 ありがとうございます。ご参加していただいている委員で、加えてコメントをいただく方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、ここからは意見交換、議論としたいと思います。どうぞ、どなたからでもご質問、コメントをお願いしたいと思います。

特に①から④までどこというふうに決めませんので、どこからでも結構ですので、ご議論をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

【福井委員】 この独法が解散して民営化になるというとき、ほとんどの方がそのまま移行される？

【畑中環境防災課長補佐】 正確に申しますと、民営化ではなくて民間法人にバトンタッチしているという形になっております。独法センター自体は解散しておりまして、25年の5月から8月ぐらいまでにかけて、一般財団法人を対象とした公募手続をやっています、公募の結果選ばれた法人に業務を承継しているという形になっています。ご質問のあった職員、それから業務については、全部丸抱えでそちらに引っ越したという形にな

っております。

【福井委員】       じゃあ新しくここを責任持って引き受けてくださるところが手を挙げていただいたということですね。そこは、それまでは一般法人？

【畑中環境防災課長補佐】       可能性としては、既に全国にございます防災事業者が手を挙げるパターンと、それから一般財団法人ということですので、これ用に新たに法人を設立した上で手を挙げるという形が想定されていたわけでございますけれども、広く海運業界が、いろいろな方がご相談されて、やはり受け皿としては新法人を1つ立てて、それで立候補したほうがいいのではないかという話になったと伝え聞いておりまして、そういうような形で新法人が生まれております。

【福井委員】       これが最後の質問ですが、新法人に対しては複数応募があったんですか。

【畑中環境防災課長補佐】       残念ながら1の法人しかございませんでした。というのは、もともと独法がやっていた業務なので、基本的には儲かるような仕事ではないんです。それで競争して勢力が分散してもというような話もあって、結果としては複数の公益法人あるいは一般財団法人が共同出資して1つ法人をつくって、それで手を挙げたという形になっております。

【福井委員】       よくわかりました。

【家田委員長】       今日の資料は独法側の資料というか、こういうもんでしたとか、こうでした、こうなっているんだという……。

【森環境防災課長】       そうです。解散した側の、独立行政法人側の資料です。

【家田委員長】       新しい側ももうちょっとなんか……。

【森環境防災課長】       新しい民間法人においても、やはりこの業務を法的に続けていく仕組みとなっております。

【家田委員長】       何かパンフレットとかないの？

【森環境防災課長】       パンフレットはございませんですが、基本的には同じ業務を実施しております。

【家田委員長】       いや、だけどさ、名前だって違うんだからね。

【森環境防災課長】       先生、名前は同じです。

【家田委員長】       同じなの？

【森環境防災課長】       当初は違ってたんですが、この名前が世界的に通用するというところで、名前も承継しました。

【家田委員長】 そうなの？

【森環境防災課長】 あと、資産ですとか人を承継したのは、専門職もおりますし、資機材もそれを使っていくほうが効率的との考えです。

【家田委員長】 じゃあ、ここは独法と書いてあるけど、ここが……。

【森環境防災課長】 そこが消えたということです。

【家田委員長】 このところだけが変わるだけですか。

【森環境防災課長】 そういうことでございます。

【家田委員長】 だそうでございますので、パンフレットはこれと同じだったわけだな。はい、どうぞ。

【山田委員】 今、一番最後に言われたようなことを、まさに聞こうと思っていました。世界的に通用しているからと。こういう評価委員会というのは何となくドメスティックな価値観で満たされがちですが、これを私が質問することが一番適切かどうかわかりませんが、どこの独法でも大なり小なり国際協力ということを随分行っていますよね。そうしたときに、これは私の個人的な経験からの意見なんですけれども、ライバルとなるのはいつも中国であり韓国なんです。強烈なパワーを持つ中国や韓国が、アジアにおいて彼らのプレゼンスを主張しようとしています。そういう中で、民間グループで国際的な仕事をしようとしたら、開発途上国の首相や大臣は民間グループでは会ってもくれないということはよくあります。そうしたことがよくあって、国内的に見れば、民間ができることは民間がやればいいと言えば美しく、ポリティカリーコレクトな意見で反対のしようがないのですが、世界的な動きの中では、中国や韓国は国という後ろ盾をもってがんがん押しまくるんです。こうした世情の中では日本は対抗できていません。そうしたときに、国土交通省なり海上保安庁など、国の機関が、後押しできる仕組みになっているのでしょうか。民間のことですので国は関与できませんといった意見を聞くこともあるのですが、国内的にはそれで良くて、世界規模での活動においてはこれで良いのでしょうか。そうしたときに、例えば、こういうふうセンターがなったことに対して、日本の国益が損なわれないような仕組みが、国土交通省なり海上保安庁なりが国際的に堂々と支援できるような仕組みになっているのかどうかをお聞きしたいのですが。

【森環境防災課長】 先生ありがとうございます。まさに海のほうでございまして、海洋全体の海洋汚染条約というんですか、国際的な枠組みで動いておりまして、国際協力ですとか連携、非常に重要な部門になっております。実際、油が外国の船から流れたり、あ

るいは外国から危険物が流れてきて日本へ漂着したり、相互に沿岸国とも連携してやっているとございます。そういう意味では、中国、韓国とも向こう側にも同じような組織があって、我が海上保安庁、コーストガード同士も連携してやっておるんですが、一部はライバルと言ったらあれですが、先生のおっしゃるような話がありまして、国の支援のもと、このセンターも独立行政法人時代からいろいろな国際業務をやっております。例えば1つ例を言いますと、このパンフレットの中の14ページに入っておりますが、大きな事業では政府開発援助ですね、JICAを使いまして、東南アジア諸国でこういった技術がまだ達成できていない国が結構ありますので、そちらの方にJICAのほうで研修に来ていただいたときに、このセンターで訓練所で訓練したり研修したり、国でもやっている、海上保安庁でもやっていますが、連携したりやったりしています。あと、センターさんも今回は行かなかったんですが、国際連携では昨年フィリピンの台風などあって、そのときに油が流れたり、現地では大変なことになったので、海上保安庁と専門家の方が行ったりしています。そういうときにこういった海上災害防止センターの知見を使ったりという協力関係はできています。

何しろ、先生のおっしゃるように中国とか技術協力みたいところで争いといったら変ですけれども、多少しのぐこともありますし、中国自身とも連携してやったりすることもあるんで、まさに先生のおっしゃるように国際的な展開が重要な部門ですので、民間法人化はしておるんですけれども、民間法人化は民間法人化のいいところをどんどんやっていくということで、さっき言いました指定法人でもありますので、そういった意味で公共的なものを引き続きこの法人はやっていくということとの兼ね合いでの民間法人化ですので、政府も連携して、この分野の我が国での発展及び周辺での協力や支援を発展させていくべくやっているとございます。ちょっとうまく説明できたか。

【山田委員】 わかりました。ありがとうございます。

【家田委員長】 山田先生のご懸念はよくわかります。そのときそのときの政策の、何か世論の中でのトレンドの中で、いろいろなマクロな動きがあって、こんなの民ではないかということでござっているという大きいトレンドがあるんですけども、一方で今、海洋のお話されたように、特定離島なんかの意味合いというものの重要性も、はるかに国家のインタレストというものが重視される時代にもなってきたから。今までやってきたトレンドだけが正しいわけではなくて、常に、山田先生がおっしゃるようにもうちょっと広い見地から見たときに、ほんとうにこの政策の方向だけでいいのかというチェ

ックはこれからも必要なんでしょうね。実際問題、山田先生がおっしゃったようなことはほんとうに賛成で、国内ではいいでしょうとおっしゃったけれども、国内でもいろいろとおかしなこともあるんですよ。これほど民だ民だなんて言っているわりに、公が持っているいろいろなデータがあるんですね、交通に関する。これが国立大学だったら公開する、使っていいけれども、私立大学の先生は使ってはいけないなんてことがまだ残っていたりするというような信じられないようなことなので、何とかディープなところでまだ改善の余地がありそうですね。どうもありがとうございました。大変重要な視点だと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、角先生。

【角（紀）委員】 今、山田先生がご質問なつたんですけれども、これからの話として、ちょっと先ほど聞き逃したんですけれども、承継法人は公益財団法人ですか一般財団法人、どっちが引き継いだんでしょうか。

【森環境防災課長】 一般財団法人です。

【角（紀）委員】 ちょっと財団法人は、別のお役所がかなりぎりぎりど箸の上げおろしみたいところを言うところがあるので、それはもちろん大事だとは思いますが、そのあたりここで言ってもしょうがないと思うんですけれども、今、委員長がおっしゃったこととも関連して、やはり非常にパブリックな仕事、でも他方で民だ民だといってビジネスという話のどういうふうに兼ね合いをつけるとかいうところが、かなり法人としての手足を、もしかしたら国の制度として縛られているかもしれないので、ちょっとそのあたり、国交省さんとか海上保安庁さんでバックアップしてあげていただいたらいいのかなと思います。

【家田委員長】 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは①から④までの評価等々につきましては、原案どおりご了解いただけるということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、今の議題はそういうことにしましょう。

一言だけ、決めた上で感想を言うと、いわば海の上の消防士をやっているようなものでしょう、これ。それが行政じゃなくてもできるというのは、ある意味驚異的にすごいなという感じがしますよね。だから、大きな災害が起こったときに、今の体制だけでほんとうにいけるのかなというのは、やや不安な感じもするんだけど、そんなことも思

いつつ、とりあえず頑張ってくださいと伝えてください。

それでは最後、(3) その他の議題が残っています。そこに行きましょう。

【杉山政策評価企画官】 それでは、最後にその他として資料3をお配りさせていただいております。新しい独法評価制度についてということで、先ほど統括官のご挨拶の中でも申し上げさせていただきましたが、昨年12月に閣議決定で独立行政法人改革等に関する基本的な方針が定められております。ここ何年か独法制度のあり方ですとか個別法人のあり方につきまして議論が行われてきたところでございますが、一応の取りまとめがなされております。とりわけ評価にかかわる部分につきまして、大きく制度改正がなされる予定でございますので、この機会に先生方にご報告させていただく次第でございます。

まず、資料3、この紙は独法評価制度についての部分を抜粋したものでございます。大きく①から⑤としておりますが、大きくまず1点目といたしまして、主務大臣が独法評価を実施する。現在の評価のシステムは、各府省に設置されました独立行政法人評価委員会が年度あるいは中期目標期間全体を通じての評価という業績評価を行っております。新制度のもとにおきましては、目標設定を行う主務大臣が自ら実施することにし、各府省の評価委員会は廃止するという事となっております。

2点目といたしまして、第三者機関等の関与ということで、各府省、各大臣がそれぞれ実施するとなったときに、それぞれで甘いところあるいは厳しいところ、でこぼこが出てくる。あるいはどうしても身内に甘い評価になってしまうことが懸念されますので、目標設定あるいは業績評価についての政府の統一的な指針、例えば評価基準ですとか、評価をS、Aみたいな5段階にするのか、3段階にするのか等々、そういった基本的な枠組みは総務大臣が策定するとともに、各府省の評価委員会は廃止いたしますが、現在の総務省の政独委に相当する第三者機関、政府全体の評価を見る組織は残しまして、ここが主務大臣の評価結果等の点検を行う。現在も各省の評価委員会で行いました評価結果を、総務省の政独委がいろいろ細かい点も含めてチェックをしているところでございますが、引き続きこの政独委に相当する組織が残しまして、各大臣の行った評価をチェックする。ただし、今と変わります点は、年度評価につきましてはこの新しい第三者機関の点検対象ではなくなります。毎年毎年の評価については、各府省に任せる。そのかわりに、中期目標期間の最終年度、目標期間全体を通じての評価、さらにはその評価に基づく組織・業務の見直しについて意見するという形になります。

3点目といたしまして、研究開発型の法人に係る審議会の関与ということで、先ほど山

田先生からもご指摘ありましたように、研究開発法人について独法制度という枠組みの中で、ともすると国際的な競争なりそういった国際業務を縛っているのではないか、不必要にラスパイレスですとか、そういったことで過度に締めつけているのではないかというような指摘もなされているところでございますので、今回の中で、研究開発型法人については、ちょっとほかの法人とは異なるガバナンスの形態を認めることにしております。その際に、やはり研究開発型法人については専門的な知見が必要になるということで、研究開発型法人の評価につきましては、各省に設置いたします研究開発に関する審議会が目標設定あるいは業績評価等に際しまして、主務大臣に科学的知見あるいは国際的水準に則した助言を行うということとされております。この部分につきましては、第三者組織の関与というものが各省にも残されることになっております。

4点目といたしまして、退職役員の業績勘案率でございます。これは独立行政法人通則法に基づく制度ではなく、別途閣議決定で行っている制度でございますが、これにつきましても従来各府省の評価委員会が決定をしておりましたのを、主務大臣の責任のもと業績を的確に反映することができる仕組みとするということで、評価委員会ではなくて、各省、各大臣で決定することになっております。

最後、5点目でございます。新制度がいつから始まるかということでございますが、今後、独立行政法人通則法の所要の改正などを経まして、まだ今国会、提出されておられません、今国会に提出予定であると聞いているところでございます。順調に今国会で可決、成立した暁には来々年度、来年4月からでございます、平成27年度より新制度がスタートする。したがって、現行制度は26年度限りということで、各府省の評価委員会については26年度限りということで、もしこのまま制度が新しい制度に移行した場合には、今年の夏に実施していただきます年度業務実績評価が各府省評価委員会で行う最後の業績評価となる予定です。

2枚目でございます。資料3-1が12月24日の閣議決定の全体の概要でございます。今、評価の部分だけご説明いたしましたが、大きく①から⑤まででございます。

まず、法人の分類ということで、業務の特性に応じて分類するというので、中期目標管理型が、現行の国交省の法人の大部分はここに新たに区分されます。単年度管理型は、現在、公務員型と呼ばれているものでございます。これは国の関与が相当強い法人という形になります。これは、国交省では該当するものはございません。3つ目としては研究開発型、これは研究機関については研究開発型ということで、通常の法人のガバナンスより

は、もう少し研究がより効率的にできるという面に着目した違うガバナンスを認めていこうということになっております。

②は先ほど申し上げましたように、評価を各府省評価委員会から主務大臣が自ら行うということでございます。

あと、あわせて③としてガバナンスの強化。監事の機能強化ですとか、主務大臣から法人への命令を導入するといったガバナンスの強化。

④といたしましては、予算執行の弾力化ということで、下に黒丸が4つございますが、そのうちの上3つが弾力化、要は独法でいろいろと縛りがかかっているところを一部弾力化していこうと。例えば目的積立金を積み立てやすくする、あるいは業績給といったような柔軟な給与を認める。あるいは3つ目ですが、随意契約によることができるケースを明確化、もう少し随契の範囲を広げていくということで、予算執行等々、もう少し法人の業務の弾力化を図っていく。他方、最後の4つ目の黒丸でございますが、情報公開の充実。弾力化をする一方、情報公開を充実させて透明性、説明責任といったものを向上させていくことがうたわれております。

⑤につきましては、研究開発法人については見直しを、特別の分類を設けて特例を設ける。さらに、研究開発型法人の中でも世界トップレベルの成果が期待される特定の法人。今のところ国交省ではこれに該当するものはないと聞いております。政府全体で1個か2個。今のところ理化学研究所と産総研がこの候補に挙がっていると漏れ伝え聞いておりますが、こういった1つ2つ程度のもの。これについては、独法通則法のほかに別途特例法を設けて、特例措置を講じることになっております。

その裏めくっていただきまして、具体の個別の法人の見直しについてでございます。現在、法人の数が100法人ございますのが87法人ということで、13法人の減となります。このうちの国交省の関係でございますが、上から3段目の真ん中のところ、航海訓練所と海技教育機構を統合する。あと4段目の左と真ん中でございます。交通関係の研究所であります海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、この3研究所を統合して1つにする。また自動車関係の自動車検査独立行政法人と交通安全環境研究所を統合して1つにするということで、国交省、海上災害防止センターが解散して1個減りまして現在19法人でございますが、これが見直し後は統合が幾つかございまして、法人数が4つ減りまして、15法人になります。ただ、法人の統合は27年度からではなくて、27年度以降、速やかに準備が整い次第行うこととなっております。

その次の資料3-2は閣議決定の原文でございます。個別法人のところは国交省部分を抜粋したものでございます。これは適宜、後でご参照いただければと存じます。

事務局から、昨年12月の独法改革の閣議決定の概要について、ご説明をさせていただきました。

**【家田委員長】** どうもありがとうございました。ここからは何を決めるというものではないので、意見交換としたいと思います。今ご説明ありましたとおり、何しろとんでもない労力をかけてこれをずっとやっているのは、少しは楽になる。よかったのではないかと思います。それから独法についても、トータルの作業量はきっと減る方向で進んでいただいたらいいななんて思いますので、トレンドとしたらこういうことなのではないかと思えますけれども。

それではどうぞ、皆さん、ご意見賜りたいと思います。

**【山田委員】** 1つだけ質問させてください。

**【家田委員長】** どうぞ。

**【山田委員】** 一番最後の紙の組織の見直しについてですが、ここで発言したからといって、変えられるものかどうかはわかりませんが、発言させていただきます。例えば、一番右の下の方に都市再生機構とありますが、ここには載っていませんけれど、例えば、水機構という組織もあります。そして、韓国は、日本のシステムの良いところをどんどん取り込んで組織化している側面が見られますので、日本の水機構と都市再生機構を一緒にしたような組織を作っています。要するに、昔の住都公団のような形で家賃収入を取り、次の海外展開の予算に組み込むという方法を取っています。しかし、日本の場合は、都市再生機構は家賃収入がありますが、水機構は国の予算だけで動いている状況であり、長期的な展望を見据えた活動を行うことができず、毎年の予算が決まらないと動けないという状況です。しかし、こうしたやり方を続けていけば、世界の水分野では立ち行かないというのが見えてきつつある状況にあると思います。

例えば今、地方自治体の水道・下水道事業などは、我々の分野では水ビジネスという言葉を使って、自治体そのものが海外で仕事をできるような仕組みづくりを進めているわけです。そうした中で、都市機構や水機構などにも、もっと定款などの中で独自に海外展開できる仕組みづくりができるような余地を与えてあげない限り、国内の仕事だけで職員の持っている能力を十分に活かし切れていないのではないのでしょうか。そうした面でも世界の動きと日本の動きのバランスを見ながら活動していく必要があると思います。透明性や

公平性、民業を圧迫させないようにするといったことと、国益に沿う、あるいは開発途上国へのプレゼンスの主張ができるだけの仕事ができる、そうした形での定款の改正などは検討できないものでしょうか。そうした検討を個人的にはぜひお願いしたいと思っております。

**【家田委員長】** 今の山田先生のご発言にも関連して、1個だけ私からも質問してみらんだけれど、この厚いほうの冊子で、どことどこがこうつけちゃうんだよとか、ここはこうだと書いてある、これはあれですか、総務省にとってみれば、100からのものはあるんだから、なかなか隅々までわからないですよ。この委員会だって隅々まではわからないじゃないですか。自分が出てないところでどんなことをやっているか想像もつかないぐらいですものね。こういうこれからの方針みたいなものは、国交省もしくは個々の法人の考えを聞いて、じっくり練ってこういうふうに言っているんですか。それとも総務省がこうだと決めちゃうんですか。

**【杉山政策評価企画官】** 資料3-2で17ページから、各法人について個別に講ずべき措置というのがまとまっていますが、これを取りまとめましたのは内閣官房の行革事務局です。取りまとめに際しましては、各府省あるいは各独法からのヒアリングなどを行いまして、現在の業務実態等を聞いた上で、最終的には閣議決定をしておりますので、各府省の言い分もある程度反映して、ある意味落ち着くべきところに落ち着く。多少各府省で不満が残っているところは若干あるかもしれませんが。

**【家田委員長】** とすると、山田委員がおっしゃったような意味の、何とかな、戦略的な独法の進め方みたいなものも、部分的には、例えば国交省の戦略も入っていると思った結果と思えばいいわけだな。そうでもないの？

つまりね、独法の改革というと、頭数をなるべく減らして数も減らすというそれだけの改革だったりする面があるじゃないですか、これまで。だけど山田先生が言ったようなのは、国際戦略の中で我が国がいいポジションをとりながら、しかも世界に貢献していくという面からするということだから、頭数減らせばそれでいいとか、天下りがどうだという話とは違うところでは言っているよね。そういうのはこれから大いに充実してくださいというご意見だと思うんですけど。

**【福井委員】** 今までの独法でずっとやってきたことは、少しでもお金を減らしましょうですよ、一言で言えば。無駄遣いしているんじゃないのと疑って、ぎりぎり監視を強めて、国の大事なお金を効率よく使うように仕向けましょう、要するにお金を使わないよ

うにしましょうだったですよ。だけど山田委員がおっしゃったのは、そんな小さな節約しているうちに、小さい節約して大きな損失をこうむるよと。全然視点が違うわけですからね。山田委員おっしゃるような俯瞰的な考え方が、省庁の中からも、それから議員さんとか大臣のほうにも出ないと、今後この制度を見直すときだって、成果が変わってくるという気がします。

【家田委員長】 やっぱ印象的だったのは、「2番じゃどこがいけないんですか」というところからスタートしているようなムードの中の話ですからね。

【蝦名政策評価審議官】 そういう視点も、もちろん行革という視点もあると思いますけれども、例えばこの厚い資料の11ページあたりを見ていただきますと、研究開発法人の議論の中では、少し今までの独法の枠組みを外して、世界的なレベルの研究を引っ張り上げようというような議論の中で、少し予算の面でも、それから給料等の面でも、トップ的な技術の方はものすごく高く出してもいいのではないかというような議論が少し反映されているという意味で、ある種そういう戦略みたいなものを議論されているということだと思います。

もちろん国際戦略そのものは独法という形だけの議論ではありませんで、政府全体では例えばクールジャパンの機構をつくったりとか、今度国交省でもインフラ輸出の機構をつくる法案を出しますけれども、世界に展開していく組織のあり方とか受け皿のつくり方は、独立行政法人という枠を外れて、もう少しいろいろな形の受け皿といいますか、国家と民の持っているパワーやノウハウのようなものを一体化した機構というか組織体で、国際戦略を図っていくと、そういういわばアベノミクスの中の1つのテーマとして議論されているということだと思います。

【家田委員長】 まあこの中にも国家戦略という言葉は入っているから、なるべくそういう方向にということでしょうね。はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。笠先生。

【笠委員】 独立行政法人はもともと節約という側面と、やはり行政の厳しい公的団体としての制約から自由になって、民間企業のよいところを取り入れるという両方側面あったと思うんですけども、今回のこの改編というのが大臣の関与が強まるという形になっていて、それは1つ簡素化されるという側面もあるかとは思いますが、当初の効率化する、民間並みに動くことのできる執行的な機能については、半ばちょっと外へ出して役所から自由にさせるというところから、ちょっと逆戻りしているというんでしょうか。

先ほどもご意見あったように、中期目標で3年先のことも決められないというような団体は私が所属していた分科会にもございまして、10年後でも20年後でもこの中期目標でいけるよねというようなことが書いてある。普通だったら——すみません、さっきのところではないです。海上災害防止センターではないです。また別のところで。つまり非常に予算の配分が重いところなんかだと、結局戦略的に次の3年間でこういうことをするんだということを決めることができない。でも、それもまた中期目標の団体の中に入っているんですね。

だから、それでありながら単年度管理型に関してだけ大臣の関与を強めていくというのがあったらわかるんですけども、全て全部ひっくるめて全部大臣が見るということだと、それはなぜそうしたら独立行政法人の法人格を維持する必要があるのか。独立していないではないかという。もともと独立行政法人のモデルのもとになったのは、イギリスのエグゼクティブ・エージェンシーだと思うんですけども、イギリスのエグゼクティブ・エージェンシーは省庁の中にあるものなので、だから大臣が評価するというのも理屈が通っているわけです。今はもうほとんどエグゼクティブ・エージェンシーと言われる組織は、中に定着してしまっているというのはご承知のとおりなので、そういうところの何か制度をつまみ食いしているというんでしょうか、根本的な枠組みが違うのに大臣の監督だけ強くして、じゃあこれから我々が今まで得ていたような詳細な情報、それは出てくるのかという。

つまり、財政上の情報公開はすると書いてあるんですけども、いわゆるパフォーマンスですね、業績についてのどういう成果を上げたかということについての情報は、従来のようにきれいに出示くださらなくても、少なくとも第三者、特に研究者なんかは独法の研究とかをするときに、財政情報しか外に出てきていなくて手も足も出ないことにならないように、何となく制度の改革の方向がねじれているように私なんかには思えるので、独立行政法人って独立の法人格を与えながら大臣が非常に強く関与する。で、第三者機関は、先ほど委員長がおっしゃったように、そんなたくさんある法人をそれぞれ精査できるはずはないので、それであつたらやはり情報公開して、第三者で関心を持っている人たちがフォローしようと思えばいつでもフォローできるというだけの十分な情報を、加工しなくてもいいので、そうすることによって多少今のような過剰労働みたいな感じの資料づくりに大変というのを多少緩める形であっても、やはり第三者の検証を許すような形で大臣が検討していかないと、非常におかしな制度になるんだろうと思います。

【家田委員長】 ほかにもご意見いただいております、最後にまとめて事務局からお答えなり何なりしていただくようにしましょう。どうでしょう。はい、大聖先生。

【大聖委員】 私は交通安全環境研究所と自動車検査独立行政法人に関連しているのですけれども、かなり重複しているような業務もありますけれども、やはり交通研は国際基準調和とか認証とか安全や環境にかかわる側面ですけれども、そういったものに対して国際標準化のリーダー役であってほしいという期待があります。一方、車の検査は、もっと車検の問題として非常に日常業務的な側面があります。それからもう一つは、交通研では認証のこともやります。新しい自動車の環境面、安全面の検査もやっているという非常に多面的な業務がここに凝縮されているようなところがありますので、一体化したときの評価というのが実はすごく難しいという気がします。機能があまりにも複雑で、かつ国際的な面もある一方、ドメスティックな面もあり、日常業務的なものもあるし、技術面でリードしなければいけない、そういう側面があるものですからね。これが一体化になったときの基準は非常に難しいですし、ある面で非常に成績がよくてもある面で普通だと全部がならされてしまうといいますか、業績のすぐれたところというものの評価をどういうふうに行ったらよいか、非常に不確実な面があるかなという懸念を持ちます。以上です。

【家田委員長】 ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。はい、角先生。

【角（紀）委員】 今まで独法ができて評価委員会でやってきたので、先ほどから出ているお金の、こういうことをするのに幾らかかるかという節約ですね、雑巾を絞り立てるような形というのは、職員の人の数とか業務運営費とかというのも、絞るだけ絞る、かなり絞っているのではないかなと思います。そうすると、実はこれからやるべき評価は、それぞれの組織というのが、ほんとうにその仕事は国がやるべきことなのかとか、それは外出したほうがいいのか、民間が育てているからやめたらいいのではないかな、ほんとうは仕事の中身自体が国の機関としてふさわしいかどうかを評価する話になるべきだと思うんですけれども、この新しい独法評価制度って、どう見ても従来の我々がやってきたことの延長線上でしか評価というのが入っていないという。それは仕事を減らすということを身内の人が評価するというのが、ほとんど不可能を強いるようなことだと思うんですけれども、そこの視点がないと、結局は縮小再生産みたいな話にしか、下手をすればならないのかなという気がいたします。

それからちょっとこの後はよくわからないんですけれども、実は同じようなことを縦割り行政の弊害、各役所が同じようなことをやっているのももしかしたらあるんじゃないか

などと思います。あと、国がお金を入れているいわゆる公益財団、公益社団法人も、実はいっぱい仕事が増えているところがあるのではないかと。ちょっと話が飛んで恐縮ですが、ほんとうはそこのある種、横串で評価していくことがこれからやるべきことなのに、何となく今まで皆さん評価疲れしましたからちょっと軽くしますねというようにしか私は読めないんですけれども。

【野城委員】 よろしいですか。

【家田委員長】 どうぞ。

【野城委員】 他の委員の方がおっしゃったことについて、賛意を表したいので2点申し上げます。

まず、今の独法制度の評価のあり方については、評価疲れがある、つまりアセスメントについて過大になっているという問題のあることは認識いたします。そうだとすると、例えばいろいろさまざまな製品についての自己宣言型の環境宣言ということを考えてみると、例えばサードパーティーが、当事者が出しているレポートをベリファイするやり方でも考えられるし、また先ほどご紹介ございましたように、ディスクロージャーというんでしょうか、情報を公開して、そしてある意思を持っている人々がそれを分析するというだけでも同じ効果があるわけです。アセスメントだけに焦点を当てて考える議論は、先ほどから委員の方々のご発言がありますように、ポイントを欠いているというように思います。緊張感を持って、説明責任を持つための手段というのは幾らでもあるわけですから、そこを工夫すべきだろうと思います。

それともう一つは、先ほど山田先生がおっしゃったこと。URを私、担当していますが、URの家賃収入を回すということだけは賛成できません。それはおきまして、いわゆるインフラ輸出と言いながら、水資源やURのところに眠っているまちづくりの知恵というのが、決して民業圧迫どころかむしろ民間にはないノウハウが眠っているということは認識すべきです。もちろんそれは、例えば今、名前の挙げた2つの独法がそういう海外の展開を使命とするように組織的に定義するか、あるいはそこにある人材とかノウハウというものを、先ほどから議論がございましたように、他の機構に引き取ってやるのか。これは議論になるかと思うんですけれども、少なくともその組織に、民間にはない貴重なノウハウがあることに対して認識をした上で運用を考えられるべきだろうと思います。今、どちらかというと密造酒的で、心ある人たちが本来業務ではないことを、びくびくしながらやっている現状が、非常に何と申しますか、国全体の政策としてコーディネーションさ

れていないように思いますので、検討されてしかるべきだろうと思います。以上、2点でございます。

【家田委員長】 ありがとうございます。加えていかがでしょうか。どうぞ。

【梶川委員】 今回の改革の主要目的としましては、資料3-2の基本方針の1ページ目に書かれている部分でもございますけれども、独立行政法人の政策の実施機能の最大化というところがあると思うんです。この流れの中で、従来評価等も、財政制約があるので仕方がないんですが、どちらかという縮み込みのような形を何とか本来の独立行政法人の設立の目的に沿った形で活動していただくということにあると思うので、今、先生方がご心配の件は、むしろこの改革の方向性としては、よりはつらつと独法に機能していただきたいという部分があつて、そのためにまさに独立行政法人の実施の機能の最大化は、裏返せば企画立案機能のさらなる発展といいましょうか、広がりという部分がやはり前提にあつて実施が最大に機能していくということだと思ふんです。

そういう意味では、先ほど水資源とURどういうふうコラボレーションするか、グローバルな観点で貴重なパブリックな資源を活用していただくという意味で考えますと、企画立案のそれぞれ原課がさらなる大きな絵を省庁として描いていただくことが、多分手足、手足というのは失礼な言い方ですけども、実施機能の独立行政法人がより本来の機能を充実できていくという部分だと思ふんですので、そういう意味では企画立案のところより広い本来の資源配分機能を最大限に働かせて、国民のほんとうに貴重な人的資源、独法の職員の方の人的資源、また公的な資金というものを、企画立案される大臣のほうで、ぜひ最大に活用できるようにご努力をいただければと。

そういう意味では大臣が個別に手とり足とりという意味では全然ないと思って、まずミッションを明確にされた上で、この1ページにも書かれているように、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営を図り、適切なガバナンスを図るということで、大臣はまずミッションをとにかく今まで以上にきちんとした適正な資源配分に基づいてお出しいただくということだと思ふんです。当然、ミッションを出したほうはPDCAサイクルが回っているかということ、あとやはり自主的にやっていただくわけですから、そのチェック機能を持っていただくということで、従来の単年度予算のような形ではないというのは、この制度そのものに、そもそもの目的論として。ただPDCAサイクルが働かないと、逆に言えば勝手にというあらぬ誤解を国民的に受けてしまうところを、むしろ今回、よりPDCAサイクルをきちんと回していただいてということで、政策の実施

機能を最大限生かしていただく。さらに職員が誇りを持って職務を遂行できる独法になってほしいという思いが書き込まれているのではないかというふうに、この1ページ目にも思います。ちょっとこの議論に参加させていただいたものですから、一言すみません。極めて自己の思いも持って述べさせていただきました。すみません。

【家田委員長】 ほかには。井出先生。あと、1人か2人ぐらいにしたいと思いますが、ほかにもいらっしゃいますか。では、井出先生ということで。

【井出委員】 ちょっと細かい、影響としては大きいと思ったところが1つあります。入札のところで随契を認めようとはっきり出てきて、かなりいろいろな公共調達に影響すると思っています。調達の合理化という視点もあると思いますが、やはり質の確保をきちんと明確にしていくべきだと思います。厚い資料の8ページのところの(3)に調達の合理化というところで、事業の特性を踏まえて随意契約によることができるものをきちんと事例を挙げて、後でチェックしようということが書かれています。今までの評価の中でも、質に関する評価は特に入札のところではされていなかったのも、このままどんどんいくと質がどこかに行ってしまうのではないかと非常に危惧しています。一般競争入札も非常に多様化されている反面、随契といっても何をもって随契とするか、それも曖昧な部分が多いので、総務省の指針においてもしっかり質を確保しつつ、工事を実際にする方々の現場での工事単価の上がり具合や労務条件などもきちんと考慮した上で、こういった指針を出していただければと強く希望いたします。

【家田委員長】 どうもありがとうございました。もう1人くらい、ご発言、ご希望がありましたらお願いしたいと思いますが。よろしいですか。

それでは委員からのご発言は以上ということにしたいと思います。いろいろご意見出ましたけれども、まとめてお答えいただくか、まあお答えできないというようなものもあると思うので、今後に向けてみたいなお話で結構ですが、お願いしたいと思います。

【杉山政策評価企画官】 いろいろとご意見いただきましてありがとうございます。

順次お答えさせていただきますが、まず笠先生からご指摘のありました点、法人の自由度が失われてしまうんじゃないかという点でございますが、多少そういう側面あるかもしれませんが、現在も大臣が目標を設定して、中期計画を法人がつくって認可をする、その入り口の部分は今と変わりありません。毎年度の評価をこれまでは目標をつくった大臣が各省の評価委員会の先生方にある意味お願いしていたのを、お願いせずに自ら評価するというところでございますので、法人からすれば評価するのが大臣になるのか、評価委員会

の先生方になるのかというところの違いですので、必ずしもそれ自体が法人の自由度を損なうものではないのではないかと考えております。ただ、先生ご指摘のように、今まで評価委員会という第三者の場を通してやることによって、資料ですとか基本的に公開されますので、透明性ですとか法人の説明責任というものに一定の充足がされていたわけですが、それがじゃあ各省大臣が評価するときに、そこほどの程度今までと同じようにしていくのか、していかないのか。そこはすみません、まだ各省の大臣がやる評価の具体的なやり方がまだ、大枠が今、示された段階でございますので、おそらくこれからまずは政府全体としての方針が出されて、それを受けて各省としてどうやっていくのかということを検討していくことになろうと思っておりますが、先生ご指摘の透明性、説明責任という問題をどう考えていくのかは、その検討に際して大事な要因になってくるだろうと思っております。

あと大聖先生からご指摘ありました点、ちょっと細かい話になりますが、資料3-2の19ページをご覧ください。上のところに交通安全環境研究所と自動車検査独立行政法人のところ、2つ目の丸ですが、真ん中から従来云々と書いてありまして、従来、交通安全環境研究所が有していた国際標準に係る国際会議の対応体制等々、そういった必要な機能が、研究開発を主とした法人ではなくなることにより損なわれることがないように、統合に当たっては交通安全環境研究所の名称を維持するとともに、代表権を有する役員を置くということで、まさに先生ご指摘のような交通安全環境研究所が担ってきたこれまでのいろいろな国際的な役割を損なうことがないように、ある程度、統合した法人においても独立性を認めると。じゃあ何でくつつけるんだという議論もあるかと思っておりますが、一応そこは一定の統合によるメリットが種々ある中で、デメリットが生じないように研究所については名称の従来どおりの使用を認める等々、一定の独立性を認めるという方向で配慮をしていく。ただ、ある意味、性質の違う車検と研究という2つのをくつつけた法人の評価をどうやってやるんだという問題。これも先ほどの点と共通しますが、まさに今後の、各省における評価を実際にどうやっていくかということを検討する際の、個別にやっていく、ちょっと難しい応用問題になってくるのかという気がいたします。

角（かど）先生からご指摘がありました、そもそもこの業務は法人がやるべきなのか、国がやるべきなのか、民間がやるべきなのかということについては、本来、現行制度におきましても、中期目標期間の最終年度には、そのような事務事業の見直しということを各省の大臣が行って、それについて各省評価委員会なり総務省の政独委が意見を言えるという仕組みにはなっております。それは引き続き今後も維持されるんですが、やはり大臣が

自ら検討する中で、どうしても現状維持になっていたという面があるのはご指摘のとおりかと思しますので、制度面としては従来も今後もありますので、その運用の中でそういった抜本的な見直しが行われるかどうかというところは、今後の運用の話になっていこうかと思えます。ご指摘も踏まえて、十分対応させて検討させていただければと存じます。

野城先生、梶川先生からご意見というか、まさにご指摘のとおりでございまして、基本的には今後の個別の法人のあり方ですとか、評価の具体的なあり方、検討していく際にはまさにそういった個別の事情への配慮、全体としては法人のミッションをいかに実行して国全体としての効用の最大化を図るかという方向での改革でございまして、その趣旨が貫徹されるように、評価のみならず個々の制度設計なりの点で、十分、全体的に留意させていただければと存じます。

井出先生ご指摘の随契の問題、ここはすみません、おそらく独法通則法そのものというよりは具体の運用という形になりますので、実際どの範囲までの随契を認めるか。ここに書いてあるのも随契を明らかにする。どこまでが許されるかを明らかにするという書き方をしておりますので、必ずしも随契範囲を広げるとストレートに書いておりませんので、ちょっとそこは具体的にどういう形になってくるのかは、まさに今後の総務省なりが全体の制度設計をしていく中での話になってくるかと思しますので、そこはご指摘のような点も踏まえながら対応していきたいと思えます。一応これで全部網羅したかと思えますが。

【松田政策統括官】 今、多々議論ございましたけれども、歴史的に申し上げますと平成9年頃からイギリスのエージェンシーの制度を見習って、それで11年に通則法を審議・整備して、省庁再編とともに当時の各省にありました附属機関等々を独法化すると。ですから、それまでありました特殊法人と合わせまして独法化するというある意味でもっと、ただでさえ特殊法人がいろいろあった上に、附属機関等々がまた、例えば研究所等ですね、それで一緒になって独法をつくった。これが当時の経緯でございます。それを踏まえて、今回、わかりにくくなっているものを、もうちょっと整理しようということで、中期目標管理型と単年度。単年度管理型はほとんど附属機関で、公務員の身分を維持して一定のものがまた戻ってくるという感じです。それで研究開発型は、産総研は広義の附属機関でしたから、これと理研、これは合わせ型。そういう意味で性格に応じて分離をかけるといったようなことを今見直したのかと思えます。

エージェンシーと重なったのは、いわゆる造幣局だけで、あとは全然違いますねと当時イギリスに言われました。日本は研究所ばかりじゃない、何これと。あと美術館だったり、

何かそんなもんだったんです。それを日本独自の制度でもって十数年運営してきた。そう  
いった中で、改めて見直してよりいい制度にしましょうということで、評価の観点も見直  
してみようというのが非常に雑駁な話ではないかなと、申し上げればですね。

なお、統合につきましては、これも担当したことがありますけれども、JETOROと  
アジア経済研究所、これを一緒にしたのは平成10年ぐらいだったと思いますけれども、  
まさに何でJETOROとアジア経済研究所なんだという話だったんです。要するに、廃  
止をすると雇用の問題が山ほど出ますけれども、統合の場合は出ません。役員は減り  
ます。こういったものを統合した経緯がございます。これは余談になりますけれども、今  
回の話も統合という中には、役員は統合するけれども、あとはそれぞれの組織としていい  
ところはいいところ、連携すべきところは連携する、そういった形で統合のメリットだけ  
をうまく生かしながら、しかも効率化も図る。同時に目指していることで、統合がどうし  
ても毎回メニューに上がってくる、こういうことも御理解いただきたいと存じます。ちょ  
っと雑駁になりましたが、補足させていただきます。以上でございます。

【家田委員長】 ありがとうございます。ほかにもいろいろな側面もあるんでしょ  
うし、私もいろいろ言いたいところもあったんですけども、もう時間もありませんので、  
今日はやめておきましょう。

それでは今日の委員会はこのくらいにさせていただいて、あと事務的な連絡についまし  
て、事務局よりお知らせいただきたいと思います。

【杉山政策評価企画官】 本日は長時間にわたりご審議いただきまして、まことにあり  
がとうございました。

本日の委員会の議事内容等につきましては、議事の公開に関する方針に基づきまして、  
議事要旨を作成の上、速やかに国土交通省のホームページにて公表させていただきます。

また、議事録につきましては、後日、その内容をご確認いただきますために、ご発言の  
ありました委員の皆様にお送りをさせていただきますので、お忙しいところまことに恐縮  
ではございますが、発言内容のチェック等をお願いいたします。

それから、資料、大部になっておりますので、よろしければ事務局より郵送させてい  
たできます。このまま机の上に残しておいていただければ、こちらから郵送させていた  
きます。

事務局からは以上でございます。

【家田委員長】 それでは終了しましょうかね。どうもありがとうございました。ご苦

労さまでした。